

第122号議案

島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第5の4の項中「農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によって組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（昭和30年農林省告示第778号）に基づく」を「農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下この項において「省令」という。）第117条第1項の規定により診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める」に、「この号」を「この項」に改め、「算出した」の次に「点数を省令第117条第1項の規定により農林水産大臣が定める1点の価額に乗じて得た」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。